

貯水槽水道及び飲用井戸等に係る衛生管理状況について

1. 調査内容

(1) 簡易専用水道の衛生管理状況

水道法第34条の2で定められている簡易専用水道の管理の検査の受検状況、検査事項の不適合状況等について調査を行った。

(2) 小規模貯水槽水道の衛生管理状況

小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が10m³以下のもの）について、都道府県、すべての市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の条例・要綱等の制定状況、施設数並びに検査実施状況等の調査を行った。

(3) 飲用井戸等の衛生管理状況

水道法の規制を受けない水道であって、人の飲用に用いられているものについて、厚生労働省では、飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年1月29日付衛水第12号、平成26年3月31日最終改正）において都道府県等に対して適正管理について通知している。また、条例、要綱等を制定する都道府県等についてはそれぞれの例規に基づき指導がなされている。条例・要綱等の制定状況、飲用井戸等の水質検査結果等について調査を行った。

2. 調査方法及び時期

都道府県の水道担当部局に対し簡易専用水道、小規模貯水槽水道及び飲用井戸について、平成28年度の衛生管理状況の調査を実施した。

平成28年度の簡易専用水道の検査実績については、都道府県から収集した簡易専用水道検査機関（地方公共団体の機関及び登録検査機関）による検査実績をもとに集計した。

3. 調査結果

(1) 簡易専用水道

簡易専用水道の定期検査の実施施設数及び検査における指摘事項は表1-1、1-2に示すとおりである。また、特に衛生上問題があったために報告された施設についての指摘事項は表1-3-1及び表1-3-2、行政による立入検査数は表1-4、都道府県、保健所設置市、保健所設置市を除く市、特別区別の施設設置状況、検査実施状況等は表1-5、全国の施設数及び受検率の経年変化は図1-1のとおりである。

表1-1 簡易専用水道の設置状況及び検査実施状況

	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
検査対象施設数	213,558	216,324	213,386	208,798	207,260
検査実施施設数	167,995	165,416	163,019	163,482	162,543
受検率	78.7%	76.5%	76.4%	78.3%	78.4%

注)各都道府県、保健所設置市、保健所設置市を除く市、特別区毎の受検率は表1-5参照

表1-2 簡易専用水道の検査における不適合内容

		平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
検査指摘施設数		43,964	42,138	39,440	38,903	37,943	
検査指摘率		26.2%	25.5%	24.2%	23.8%	23.3%	
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	12.4%	11.6%	11.8%	11.5%	11.3%
		受水槽本体の状態	16.4%	15.8%	15.8%	15.3%	14.4%
		受水槽上部の状態	7.5%	7.2%	7.5%	7.1%	7.8%
		受水槽内部の状態	11.7%	11.6%	11.9%	12.0%	12.5%
		マンホールの状態	20.0%	19.5%	20.5%	20.7%	20.4%
		オーバーフロー管の状態	7.9%	7.6%	7.9%	8.1%	8.1%
		通気管の状態	11.3%	10.9%	11.3%	11.5%	11.3%
		水抜き管の状態	9.9%	9.4%	9.9%	10.0%	9.8%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	9.5%	8.7%	9.1%	8.5%	8.0%
		高置水槽上部の状態	1.8%	1.7%	1.9%	1.8%	2.0%
		高置水槽内部の状態	8.2%	7.7%	7.5%	7.5%	7.4%
		マンホールの状態	14.4%	13.8%	14.2%	13.6%	12.6%
		オーバーフロー管の状態	5.3%	4.8%	5.0%	4.8%	4.7%
		通気管の状態	13.3%	12.3%	13.3%	13.3%	13.1%
他	水抜き管の状態	1.7%	1.9%	2.0%	2.1%	2.0%	
水 質 検 査	給水管等の状態	1.3%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	
	臭気	0.02%	0.00%	0.07%	0.03%	0.01%	
	味	0.05%	0.00%	0.06%	0.01%	0.00%	
	色	0.03%	0.02%	0.08%	0.05%	0.05%	
	色度	0.08%	0.07%	0.09%	0.10%	0.12%	
	濁度(濁りを含む)	0.07%	0.03%	0.10%	0.14%	0.10%	
	残留塩素	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.9%	
書類の整備保存の状況		32.3%	31.7%	33.0%	35.1%	28.5%	

注)

※1:検査指摘施設数は、検査機関から上記 23 項目についての指摘を受けた施設数

※2:検査指摘率は、検査実施施設数に対する検査指摘施設数の割合

※3:検査項目別の指摘率は、検査指摘施設数に対する割合(複数回答あり)

表1-3-1 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
報告施設数		756	694	575	732	1,167	
報告率		0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.7%	
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	8.6%	17.9%	17.0%	19.8%	9.6%
		受水槽本体の状態	30.2%	36.9%	37.9%	36.1%	23.4%
		受水槽上部の状態	8.6%	10.8%	10.4%	16.7%	7.8%
		受水槽内部の状態	22.5%	36.2%	48.2%	51.5%	45.4%
		マンホールの状態	39.9%	34.4%	35.5%	34.4%	24.1%
		オーバーフロー管の状態	6.9%	9.9%	9.4%	9.3%	14.6%
		通気管の状態	13.5%	14.1%	13.7%	15.2%	10.3%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	15.7%	14.6%	20.3%	21.3%	9.8%
		高置水槽上部の状態	2.5%	5.3%	3.5%	4.8%	1.5%
		高置水槽内部の状態	13.2%	13.4%	15.1%	20.4%	18.0%
		マンホールの状態	22.4%	20.6%	18.8%	23.8%	13.1%
		オーバーフロー管の状態	7.1%	10.5%	5.0%	6.6%	3.6%
		通気管の状態	14.9%	13.1%	12.7%	16.3%	9.7%
		水抜き管の状態	2.0%	4.3%	1.6%	2.2%	0.9%
	他	給水管等の状態	6.7%	3.0%	1.9%	4.5%	4.1%
	水 質 検 査	臭気	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%
		味	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%
色		0.1%	0.0%	4.9%	0.5%	0.4%	
色度		1.5%	1.2%	0.9%	1.2%	0.6%	
濁度(濁りを含む)		1.1%	0.4%	0.5%	0.5%	0.3%	
残留塩素		19.0%	20.3%	14.6%	12.0%	9.6%	
書類の整備保存の状況		23.5%	19.3%	17.7%	23.0%	15.8%	

注)

※1: 報告施設数は、平成 15 年 7 月 23 日付厚生労働省告示第 262 号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた(代行報告等を含む。)施設数である。

※2: 報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告(通報)された施設数の割合である。

※3: 検査項目別の報告率は、報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表1-3-2 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
報告施設数		756	694	575	732	1,167
報告率		0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.7%
内 訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	25.7%	16.7%	15.5%	14.3%	12.3%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	6.5%	4.2%	4.7%	3.8%	4.2%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	18.9%	21.3%	15.3%	13.7%	9.0%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	11.9%	5.0%	6.1%	6.6%	4.5%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	73.3%	50.9%	61.2%	50.3%	36.1%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	12.2%	10.5%	12.2%	20.4%	34.0%

注)

※1: 報告施設数は、平成 15 年 7 月 23 日付厚生労働省告示第 262 号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた(代行報告等を含む)施設数である。

※2: 報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があると報告(通報)された施設数の割合である。

※3: 内訳別の報告率は、報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表1-4 簡易専用水道における行政立入検査・指導数(平成 28 年度)

	立入検査 件数	(参考) 平成 27	改善指導件数		
			口頭指導	文書指導	改善命令
都道府県(以下を除く)	520	607	88	68	3
保健所設置市を除く市	746	810	445	511	26
保健所設置市	5,041	3,406	1,269	1,196	0
特別区	156	182	58	48	5
合計	6,463	5,005	1,860	1,823	34

表1-5 簡易専用水道の設置状況及び検査(平成28年度)

都道府県(町村のみ)

	検査対象 施設数	検査実施 施設数※	把握受検率 ※(%)
北海道	666	387	58.1
青森県	164	156	95.1
岩手県	430	315	73.3
宮城県	549	368	67.0
秋田県	72	61	84.7
山形県	156	89	57.1
福島県	478	291	60.9
茨城県	324	252	77.8
栃木県	299	184	61.5
群馬県	426	233	54.7
埼玉県	682	467	68.5
千葉県	263	227	86.3
東京都	2,874	2,861	99.5
神奈川県	804	607	75.5
新潟県	183	138	75.4
富山県	38	32	84.2
石川県	121	95	78.5
福井県	86	67	77.9
山梨県	269	125	46.5
長野県	154	59	38.3
岐阜県	198	176	88.9
静岡県	465	358	77.0
愛知県	468	354	75.6
三重県	105	77	73.3
滋賀県	99	67	67.7
京都府	206	185	89.8
大阪府	224	188	83.9
兵庫県	213	199	93.4
奈良県	389	188	48.3
和歌山県	160	133	83.1
鳥取県	72	65	90.3
島根県	53	49	92.5
岡山県	95	93	97.9
広島県	223	216	96.9
山口県	29	26	89.7
徳島県	187	99	52.9
香川県	199	177	88.9
愛媛県	130	88	67.7
高知県	159	154	96.9
福岡県	498	326	65.5
佐賀県	150	145	96.7
長崎県	137	121	88.3
熊本県	113	75	66.4
大分県	38	36	94.7
宮崎県	94	68	72.3
鹿児島県	119	115	96.6
沖縄県	585	529	90.4
合計	14,446	11,321	78.4

保健所設置市

注) 施設数が「-」は未回答であった市を示す。

	検査対象 施設数	検査実施 施設数※	把握受検率 ※(%)
札幌市	3,411	2,675	78.4
函館市	442	355	80.3
小樽市	228	205	89.9
旭川市	442	309	69.9
青森市	436	365	83.7
盛岡市	818	570	69.7
仙台市	3,852	3,219	83.6
秋田市	519	439	84.6
郡山市	717	547	76.3
いわき市	471	387	82.2
宇都宮市	1,199	781	65.1
前橋市	562	373	66.4
高崎市	514	391	76.1
さいたま市	2,809	1,939	69.0
川崎市	1,076	589	54.7
越谷市	496	312	62.9
千葉市	1,602	1,325	82.7
船橋市	1,134	818	72.1
柏市	578	520	90.0
八王子市	735	623	84.8
町田市	466	434	93.1
横浜市	6,972	6,370	91.4
川崎市	2,859	2,551	89.2
相模原市	1,130	1,047	92.7
横須賀市	495	465	93.9
藤沢市	893	529	59.2
新潟市	1,524	1,413	92.7
富山市	477	412	86.4
金沢市	495	479	96.8
長野市	487	425	87.3
岐阜市	427	408	95.6
静岡市	1,406	1,328	94.5
浜松市	1,095	975	89.0
名古屋市	5,283	4,777	90.4
豊橋市	568	369	65.0
岡崎市	587	476	81.1
豊田市	612	422	69.0
四日市市	256	207	80.9
大津市	700	541	77.3
京都市	3,600	3,219	89.4
大阪市	7,615	6,223	81.7
堺市	1,262	1,063	84.2
豊中市	774	669	86.4
高槻市	286	266	93.0
枚方市	805	575	71.4
東大阪市	899	729	81.1
神戸市	2,536	2,095	82.6
姫路市	1,134	1,077	95.0
尼崎市	1,161	712	61.3
西宮市	1,342	1,188	88.5
奈良市	665	455	68.4
和歌山市	682	629	92.2
岡山市	1,196	1,063	88.9
倉敷市	499	452	90.6
広島市	2,640	2,342	88.7
呉市	421	358	85.0
福山市	663	478	72.1
下関市	507	332	65.5
高松市	891	868	97.4
松山市	1,118	623	55.7
高知市	-	474	-
北九州市	2,623	1,732	66.0
福岡市	4,414	4,096	92.8
大牟田市	132	121	91.7
久留米市	348	212	60.9
長崎市	839	700	83.4
佐世保市	491	353	71.9
熊本市	1,148	1,026	89.4
大分市	840	775	92.3
宮崎市	516	452	87.6
鹿児島市	985	828	84.1
那覇市	1,113	916	82.3
合計	92,918	77,471	83.4

本表は、市、特別区を除いた各都道府県の検査実績を示す。

※ 把握検査実施施設数及び把握受検率は、都道府県等が把握している検査を実施した施設数によるものであり、都道府県等が把握している施設以外に検査を受検している施設が存在する場合がある。

保健所設置市を除く市

注) 施設数が「-」は未回答であった市を示す。

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
北海道	室蘭市	110	76	69.1
北海道	釧路市	187	183	97.9
北海道	帯広市	122	115	94.3
北海道	北見市	60	54	90.0
北海道	夕張市	15	11	73.3
北海道	岩見沢市	66	66	100.0
北海道	網走市	41	40	97.6
北海道	留萌市	36	36	100.0
北海道	苫小牧市	240	172	71.7
北海道	稚内市	69	13	18.8
北海道	芦別市	11	11	100.0
北海道	江別市	113	113	100.0
北海道	赤平市	12	5	41.7
北海道	紋別市	24	14	58.3
北海道	士別市	25	25	100.0
北海道	名寄市	29	21	72.4
北海道	根室市	27	25	92.6
北海道	千歳市	132	132	100.0
北海道	滝川市	49	47	95.9
北海道	砂川市	9	4	44.4
北海道	歌志内市	6	6	100.0
北海道	深川市	14	14	100.0
北海道	富良野市	32	5	15.6
北海道	登別市	58	58	100.0
北海道	恵庭市	63	39	61.9
北海道	伊達市	11	7	63.6
北海道	北広島市	74	42	56.8
北海道	石狩市	57	0	0.0
北海道	北斗市	34	32	94.1
北海道	三笠市	-	-	-
青森県	弘前市	211	182	86.3
青森県	八戸市	234	229	97.9
青森県	黒石市	15	15	100.0
青森県	五所川原市	29	28	96.6
青森県	十和田市	57	48	84.2
青森県	三沢市	39	38	97.4
青森県	むつ市	40	40	100.0
青森県	つがる市	11	11	100.0
青森県	平川市	14	14	100.0
岩手県	宮古市	-	-	-
岩手県	大船渡市	76	64	84.2
岩手県	花巻市	122	93	76.2
岩手県	北上市	125	113	90.4
岩手県	久慈市	30	30	100.0
岩手県	遠野市	27	19	70.4
岩手県	陸前高田市	29	22	75.9
岩手県	釜石市	47	47	100.0
岩手県	二戸市	34	32	94.1
岩手県	八幡平市	31	29	93.5
岩手県	滝沢市	90	38	42.2
岩手県	一関市	180	115	63.9
宮城県	石巻市	275	148	53.8
宮城県	塩竈市	82	44	53.7
宮城県	気仙沼市	148	86	58.1
宮城県	白石市	41	24	58.5

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
宮城県	名取市	112	62	55.4
宮城県	角田市	39	26	66.7
宮城県	多賀城市	133	75	56.4
宮城県	岩沼市	75	52	69.3
宮城県	登米市	69	55	79.7
宮城県	栗原市	85	66	77.6
宮城県	東松島市	69	47	68.1
宮城県	大崎市	153	92	60.1
秋田県	能代市	61	61	100.0
秋田県	横手市	75	64	85.3
秋田県	大館市	85	80	94.1
秋田県	男鹿市	36	30	83.3
秋田県	湯沢市	39	39	100.0
秋田県	鹿角市	31	27	87.1
秋田県	由利本荘市	68	67	98.5
秋田県	潟上市	16	16	100.0
秋田県	大仙市	57	52	91.2
秋田県	北秋田市	26	25	96.2
秋田県	にかほ市	26	20	76.9
秋田県	仙北市	31	27	87.1
山形県	山形市	438	311	71.0
山形県	米沢市	115	103	89.6
山形県	鶴岡市	118	89	75.4
山形県	酒田市	-	-	-
山形県	新庄市	47	3	6.4
山形県	寒河江市	40	28	70.0
山形県	上山市	37	35	94.6
山形県	村山市	11	10	90.9
山形県	長井市	21	21	100.0
山形県	天童市	88	17	19.3
山形県	南陽市	-	-	-
福島県	福島市	634	429	67.7
福島県	会津若松市	282	211	74.8
福島県	白河市	64	53	82.8
福島県	須賀川市	88	63	71.6
福島県	喜多方市	44	29	65.9
福島県	相馬市	52	27	51.9
福島県	二本松市	74	47	63.5
福島県	田村市	33	14	42.4
福島県	南相馬市	119	55	46.2
福島県	伊達市	43	34	79.1
福島県	本宮市	46	34	73.9
茨城県	水戸市	531	406	76.5
茨城県	日立市	147	112	76.2
茨城県	土浦市	260	176	67.7
茨城県	古河市	143	109	76.2
茨城県	石岡市	58	58	100.0
茨城県	結城市	45	38	84.4
茨城県	龍ヶ崎市	67	61	91.0
茨城県	下妻市	44	28	63.6
茨城県	常総市	68	36	52.9
茨城県	常陸太田市	67	38	56.7
茨城県	高萩市	39	33	84.6
茨城県	北茨城市	52	45	86.5
茨城県	笠間市	95	64	67.4

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
茨城県	取手市	114	98	86.0
茨城県	牛久市	64	55	85.9
茨城県	つくば市	400	247	61.8
茨城県	ひたちなか市	219	128	58.4
茨城県	鹿嶋市	72	52	72.2
茨城県	潮来市	29	26	89.7
茨城県	守谷市	52	48	92.3
茨城県	常陸大宮市	57	38	66.7
茨城県	那珂市	52	31	59.6
茨城県	筑西市	72	52	72.2
茨城県	坂東市	55	38	69.1
茨城県	稲敷市	40	30	75.0
茨城県	かすみがうら市	53	30	56.6
茨城県	桜川市	35	28	80.0
茨城県	神栖市	134	89	66.4
茨城県	行方市	28	25	89.3
茨城県	鉾田市	36	27	75.0
茨城県	つくばみらい市	48	33	68.8
茨城県	小美玉市	42	29	69.0
栃木県	足利市	185	150	81.1
栃木県	栃木市	184	128	69.6
栃木県	佐野市	161	106	65.8
栃木県	鹿沼市	98	62	63.3
栃木県	日光市	212	113	53.3
栃木県	小山市	209	128	61.2
栃木県	真岡市	112	62	55.4
栃木県	大田原市	99	67	67.7
栃木県	矢板市	59	30	50.8
栃木県	那須塩原市	282	143	50.7
栃木県	さくら市	57	28	49.1
栃木県	那須烏山市	27	13	48.1
栃木県	下野市	82	43	52.4
群馬県	桐生市	132	5	3.8
群馬県	伊勢崎市	231	158	68.4
群馬県	太田市	340	230	67.6
群馬県	沼田市	48	44	91.7
群馬県	館林市	91	71	78.0
群馬県	渋川市	102	82	80.4
群馬県	藤岡市	50	47	94.0
群馬県	富岡市	85	59	69.4
群馬県	みどり市	47	47	100.0
群馬県	安中市	85	62	72.9
埼玉県	ふじみ野市	451	158	35.0
埼玉県	羽生市	76	55	72.4
埼玉県	桶川市	113	82	72.6
埼玉県	加須市	126	83	65.9
埼玉県	吉川市	110	65	59.1
埼玉県	久喜市	239	144	60.3
埼玉県	狭山市	316	193	61.1
埼玉県	熊谷市	422	271	64.2

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
埼玉県	戸田市	463	343	74.1
埼玉県	幸手市	55	50	90.9
埼玉県	行田市	95	58	61.1
埼玉県	鴻巣市	165	130	78.8
埼玉県	坂戸市	169	135	79.9
埼玉県	三郷市	213	148	69.5
埼玉県	志木市	136	90	66.2
埼玉県	春日部市	366	261	71.3
埼玉県	所沢市	662	432	65.3
埼玉県	上尾市	332	215	64.8
埼玉県	新座市	377	209	55.4
埼玉県	深谷市	216	125	57.9
埼玉県	川口市	1579	1113	70.5
埼玉県	草加市	418	325	77.8
埼玉県	秩父市	125	63	50.4
埼玉県	朝霞市	406	312	76.8
埼玉県	鶴ヶ島市	168	125	74.4
埼玉県	東松山市	192	100	52.1
埼玉県	日高市	74	44	59.5
埼玉県	入間市	289	208	72.0
埼玉県	白岡市	58	44	75.9
埼玉県	八潮市	133	87	65.4
埼玉県	飯能市	149	124	83.2
埼玉県	富士見市	198	138	69.7
埼玉県	北本市	101	76	75.2
埼玉県	本庄市	174	83	47.7
埼玉県	蓮田市	58	39	67.2
埼玉県	和光市	230	173	75.2
埼玉県	蕨市	227	136	59.9
千葉県	銚子市	64	42	65.6
千葉県	浦安市	273	133	48.7
千葉県	市川市	716	503	70.3
千葉県	館山市	83	64	77.1
千葉県	木更津市	146	123	84.2
千葉県	松戸市	772	494	64.0
千葉県	野田市	139	122	87.8
千葉県	茂原市	108	103	95.4
千葉県	成田市	197	143	72.6
千葉県	佐倉市	307	200	65.1
千葉県	東金市	55	47	85.5
千葉県	旭市	49	44	89.8
千葉県	習志野市	326	292	89.6
千葉県	勝浦市	51	24	47.1
千葉県	市原市	300	278	92.7
千葉県	流山市	223	181	81.2
千葉県	八千代市	194	154	79.4
千葉県	我孫子市	168	138	82.1
千葉県	鴨川市	72	69	95.8
千葉県	鎌ヶ谷市	83	72	86.7
千葉県	君津市	100	85	85.0

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
千葉県	富津市	54	45	83.3
千葉県	四街道市	84	58	69.0
千葉県	八街市	29	0	0.0
千葉県	印西市	101	94	93.1
千葉県	白井市	46	43	93.5
千葉県	富里市	48	38	79.2
千葉県	南房総市	57	46	80.7
千葉県	匝瑳市	35	35	100.0
千葉県	香取市	75	72	96.0
千葉県	山武市	-	-	-
千葉県	いすみ市	38	33	86.8
千葉県	大網白里市	32	32	100.0
千葉県	袖ヶ浦市	58	55	94.8
東京都	立川市	360	320	88.9
東京都	武蔵野市	329	323	98.2
東京都	三鷹市	295	275	93.2
東京都	青梅市	199	171	85.9
東京都	府中市	413	403	97.6
東京都	昭島市	166	157	94.6
東京都	調布市	387	367	94.8
東京都	小金井市	157	136	86.6
東京都	小平市	245	217	88.6
東京都	日野市	171	151	88.3
東京都	東村山市	190	169	88.9
東京都	国分寺市	135	126	93.3
東京都	国立市	113	97	85.8
東京都	福生市	75	63	84.0
東京都	狛江市	72	60	83.3
東京都	東大和市	81	69	85.2
東京都	清瀬市	96	93	96.9
東京都	東久留米市	143	123	86.0
東京都	武蔵村山市	38	35	92.1
東京都	多摩市	188	166	88.3
東京都	稲城市	86	79	91.9
東京都	羽村市	97	76	78.4
東京都	あきる野市	58	51	87.9
東京都	西東京市	273	247	90.5
神奈川県	平塚市	502	314	62.5
神奈川県	鎌倉市	250	130	52.0
神奈川県	小田原市	330	249	75.5
神奈川県	茅ヶ崎市	268	212	79.1
神奈川県	逗子市	89	77	86.5
神奈川県	三浦市	72	42	58.3
神奈川県	秦野市	242	110	45.5
神奈川県	厚木市	432	233	53.9
神奈川県	大和市	497	275	55.3
神奈川県	伊勢原市	156	32	20.5
神奈川県	海老名市	261	166	63.6
神奈川県	座間市	247	76	30.8
神奈川県	南足柄市	42	36	85.7

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
神奈川県	綾瀬市	123	106	86.2
新潟県	長岡市	391	304	77.7
新潟県	三条市	114	102	89.5
新潟県	柏崎市	135	101	74.8
新潟県	新発田市	139	87	62.6
新潟県	小千谷市	32	26	81.3
新潟県	加茂市	29	29	100.0
新潟県	十日町市	78	60	76.9
新潟県	見附市	24	22	91.7
新潟県	村上市	66	61	92.4
新潟県	燕市	61	55	90.2
新潟県	糸魚川市	37	34	91.9
新潟県	妙高市	68	45	66.2
新潟県	五泉市	32	30	93.8
新潟県	上越市	179	157	87.7
新潟県	阿賀野市	40	25	62.5
新潟県	佐渡市	90	66	73.3
新潟県	魚沼市	40	33	82.5
新潟県	南魚沼市	70	49	70.0
新潟県	胎内市	38	24	63.2
富山県	高岡市	122	101	82.8
富山県	魚津市	43	42	97.7
富山県	氷見市	43	42	97.7
富山県	滑川市	29	28	96.6
富山県	黒部市	24	21	87.5
富山県	砺波市	105	35	33.3
富山県	小矢部市	17	17	100.0
富山県	南砺市	50	50	100.0
富山県	射水市	124	119	96.0
石川県	七尾市	76	43	56.6
石川県	小松市	122	85	69.7
石川県	輪島市	22	14	63.6
石川県	珠洲市	15	10	66.7
石川県	加賀市	117	49	41.9
石川県	羽咋市	15	10	66.7
石川県	かほく市	10	10	100.0
石川県	白山市	46	39	84.8
石川県	能美市	40	32	80.0
石川県	野々市市	49	47	95.9
福井県	坂井市	-	58	-
福井県	福井市	241	229	95.0
福井県	敦賀市	71	53	74.6
福井県	小浜市	26	23	88.5
福井県	大野市	7	6	85.7
福井県	勝山市	10	9	90.0
福井県	鯖江市	75	31	41.3
福井県	あわら市	53	35	66.0
福井県	越前市	43	35	81.4
山梨県	甲府市	505	437	86.5
山梨県	富士吉田市	79	33	41.8

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
山梨県	都留市	71	0	0.0
山梨県	大月市	41	29	70.7
山梨県	韭崎市	50	50	100.0
山梨県	南アルプス市	80	54	67.5
山梨県	北杜市	130	47	36.2
山梨県	甲斐市	99	51	51.5
山梨県	笛吹市	85	63	74.1
山梨県	甲州市	47	22	46.8
山梨県	中央市	15	5	33.3
山梨県	上野原市	30	13	43.3
長野県	松本市	306	272	88.9
長野県	上田市	185	140	75.7
長野県	岡谷市	56	56	100.0
長野県	飯田市	44	40	90.9
長野県	諏訪市	78	74	94.9
長野県	須坂市	62	36	58.1
長野県	小諸市	56	56	100.0
長野県	伊那市	50	46	92.0
長野県	駒ヶ根市	16	16	100.0
長野県	中野市	26	23	88.5
長野県	大町市	16	15	93.8
長野県	飯山市	26	17	65.4
長野県	茅野市	68	49	72.1
長野県	塩尻市	67	58	86.6
長野県	佐久市	95	95	100.0
長野県	千曲市	42	39	92.9
長野県	東御市	36	27	75.0
長野県	安曇野市	68	45	66.2
岐阜県	大垣市	131	122	93.1
岐阜県	高山市	95	76	80.0
岐阜県	多治見市	155	125	80.6
岐阜県	関市	83	83	100.0
岐阜県	中津川市	77	71	92.2
岐阜県	美濃市	21	21	100.0
岐阜県	瑞浪市	38	36	94.7
岐阜県	羽島市	41	33	80.5
岐阜県	恵那市	66	55	83.3
岐阜県	美濃加茂市	52	49	94.2
岐阜県	土岐市	50	47	94.0
岐阜県	各務原市	122	122	100.0
岐阜県	可児市	91	82	90.1
岐阜県	山県市	6	6	100.0
岐阜県	瑞穂市	30	30	100.0
岐阜県	飛騨市	30	23	76.7
岐阜県	本巣市	24	21	87.5
岐阜県	郡上市	28	27	96.4
岐阜県	下呂市	41	34	82.9
岐阜県	海津市	23	22	95.7
静岡県	沼津市	483	344	71.2
静岡県	熱海市	249	212	85.1

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
静岡県	三島市	340	174	51.2
静岡県	富士宮市	165	104	63.0
静岡県	伊東市	150	100	66.7
静岡県	島田市	99	75	75.8
静岡県	富士市	251	251	100.0
静岡県	磐田市	186	155	83.3
静岡県	焼津市	209	161	77.0
静岡県	掛川市	201	164	81.6
静岡県	藤枝市	194	142	73.2
静岡県	御殿場市	185	131	70.8
静岡県	袋井市	139	91	65.5
静岡県	下田市	61	38	62.3
静岡県	裾野市	77	59	76.6
静岡県	湖西市	88	68	77.3
静岡県	伊豆市	67	38	56.7
静岡県	御前崎市	57	46	80.7
静岡県	菊川市	74	55	74.3
静岡県	伊豆の国市	88	68	77.3
静岡県	牧之原市	67	56	83.6
愛知県	一宮市	419	302	72.1
愛知県	瀬戸市	186	158	84.9
愛知県	半田市	159	130	81.8
愛知県	春日井市	461	318	69.0
愛知県	豊川市	180	155	86.1
愛知県	津島市	84	62	73.8
愛知県	碧南市	85	62	72.9
愛知県	刈谷市	280	221	78.9
愛知県	安城市	463	250	54.0
愛知県	西尾市	129	93	72.1
愛知県	蒲郡市	106	72	67.9
愛知県	犬山市	93	68	73.1
愛知県	常滑市	78	54	69.2
愛知県	江南市	99	96	97.0
愛知県	小牧市	328	203	61.9
愛知県	稲沢市	204	94	46.1
愛知県	新城市	43	43	100.0
愛知県	東海市	172	139	80.8
愛知県	大府市	144	132	91.7
愛知県	知多市	85	65	76.5
愛知県	知立市	118	57	48.3
愛知県	尾張旭市	156	128	82.1
愛知県	高浜市	63	34	54.0
愛知県	岩倉市	69	51	73.9
愛知県	豊明市	109	81	74.3
愛知県	日進市	162	111	68.5
愛知県	田原市	72	63	87.5
愛知県	愛西市	41	35	85.4
愛知県	清須市	81	57	70.4
愛知県	北名古屋市	75	54	72.0
愛知県	弥富市	77	43	55.8

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)	都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
愛知県	みよし市	60	15	25.0	大阪府	泉佐野市	208	161	77.4
愛知県	あま市	63	63	100.0	大阪府	富田林市	183	139	76.0
愛知県	長久手市	79	62	78.5	大阪府	寝屋川市	354	286	80.8
三重県	津市	440	166	37.7	大阪府	河内長野市	156	121	77.6
三重県	伊勢市	117	72	61.5	大阪府	松原市	149	114	76.5
三重県	松阪市	154	103	66.9	大阪府	大東市	170	135	79.4
三重県	桑名市	-	-	-	大阪府	和泉市	355	241	67.9
三重県	鈴鹿市	262	216	82.4	大阪府	箕面市	200	149	74.5
三重県	名張市	85	50	58.8	大阪府	柏原市	113	79	69.9
三重県	尾鷲市	17	17	100.0	大阪府	羽曳野市	110	100	90.9
三重県	亀山市	51	34	66.7	大阪府	門真市	292	148	50.7
三重県	鳥羽市	60	36	60.0	大阪府	摂津市	128	96	75.0
三重県	熊野市	17	10	58.8	大阪府	高石市	119	101	84.9
三重県	いなべ市	27	23	85.2	大阪府	藤井寺市	92	75	81.5
三重県	志摩市	113	52	46.0	大阪府	泉南市	76	61	80.3
三重県	伊賀市	95	62	65.3	大阪府	四條畷市	80	55	68.8
滋賀県	彦根市	189	144	76.2	大阪府	交野市	82	75	91.5
滋賀県	長浜市	124	95	76.6	大阪府	大阪狭山市	132	96	72.7
滋賀県	近江八幡市	240	3	1.3	大阪府	阪南市	48	43	89.6
滋賀県	草津市	463	314	67.8	兵庫県	明石市	722	514	71.2
滋賀県	守山市	111	105	94.6	兵庫県	洲本市	60	50	83.3
滋賀県	栗東市	184	11	6.0	兵庫県	芦屋市	436	424	97.2
滋賀県	甲賀市	120	79	65.8	兵庫県	伊丹市	373	334	89.5
滋賀県	野洲市	84	78	92.9	兵庫県	相生市	58	55	94.8
滋賀県	湖南市	154	58	37.7	兵庫県	豊岡市	137	59	43.1
滋賀県	高島市	55	45	81.8	兵庫県	加古川市	350	288	82.3
滋賀県	東近江市	109	89	81.7	兵庫県	赤穂市	74	73	98.6
滋賀県	米原市	53	31	58.5	兵庫県	西脇市	50	46	92.0
京都府	福知山市	155	90	58.1	兵庫県	宝塚市	460	432	93.9
京都府	舞鶴市	165	82	49.7	兵庫県	三木市	92	92	100.0
京都府	綾部市	55	40	72.7	兵庫県	高砂市	86	86	100.0
京都府	宇治市	423	261	61.7	兵庫県	川西市	280	269	96.1
京都府	宮津市	41	38	92.7	兵庫県	小野市	80	61	76.3
京都府	亀岡市	116	73	62.9	兵庫県	三田市	239	213	89.1
京都府	城陽市	79	70	88.6	兵庫県	加西市	73	53	72.6
京都府	向日市	97	27	27.8	兵庫県	篠山市	55	49	89.1
京都府	長岡京市	138	127	92.0	兵庫県	養父市	26	17	65.4
京都府	八幡市	81	53	65.4	兵庫県	丹波市	30	50	166.7
京都府	京田辺市	156	120	76.9	兵庫県	南あわじ市	52	47	90.4
京都府	京丹後市	58	38	65.5	兵庫県	朝来市	20	20	100.0
京都府	南丹市	59	35	59.3	兵庫県	淡路市	67	62	92.5
京都府	木津川市	77	67	87.0	兵庫県	宍粟市	15	15	100.0
大阪府	岸和田市	334	254	76.0	兵庫県	加東市	96	60	62.5
大阪府	池田市	317	171	53.9	兵庫県	たつの市	98	79	80.6
大阪府	吹田市	620	574	92.6	奈良県	大和高田市	106	53	50.0
大阪府	泉大津市	170	106	62.4	奈良県	大和郡山市	156	74	47.4
大阪府	貝塚市	158	136	86.1	奈良県	天理市	219	177	80.8
大阪府	守口市	307	180	58.6	奈良県	橿原市	196	74	37.8
大阪府	茨木市	645	407	63.1	奈良県	桜井市	74	39	52.7
大阪府	八尾市	317	266	83.9	奈良県	五條市	30	13	43.3

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
奈良県	御所市	27	8	29.6
奈良県	生駒市	175	134	76.6
奈良県	香芝市	80	33	41.3
奈良県	葛城市	37	22	59.5
奈良県	宇陀市	27	19	70.4
和歌山県	海南市	45	45	100.0
和歌山県	橋本市	58	57	98.3
和歌山県	有田市	14	14	100.0
和歌山県	御坊市	34	34	100.0
和歌山県	田辺市	61	0	0.0
和歌山県	新宮市	25	24	96.0
和歌山県	紀の川市	36	0	0.0
和歌山県	岩出市	65	65	100.0
鳥取県	鳥取市	372	340	91.4
鳥取県	米子市	279	259	92.8
鳥取県	倉吉市	67	64	95.5
島根県	松江市	419	322	76.8
島根県	浜田市	93	83	89.2
島根県	出雲市	199	197	99.0
島根県	益田市	60	50	83.3
島根県	大田市	39	34	87.2
島根県	安来市	32	29	90.6
島根県	江津市	24	20	83.3
島根県	雲南市	25	23	92.0
岡山県	津山市	90	84	93.3
岡山県	玉野市	63	56	88.9
岡山県	笠岡市	51	43	84.3
岡山県	井原市	22	20	90.9
岡山県	総社市	45	44	97.8
岡山県	高梁市	32	25	78.1
岡山県	新見市	15	14	93.3
岡山県	備前市	40	36	90.0
岡山県	瀬戸内市	20	18	90.0
岡山県	赤磐市	14	13	92.9
岡山県	真庭市	25	17	68.0
岡山県	美作市	30	23	76.7
岡山県	浅口市	20	20	100.0
広島県	竹原市	49	40	81.6
広島県	三原市	181	142	78.5
広島県	尾道市	216	178	82.4
広島県	府中市	39	32	82.1
広島県	三次市	73	68	93.2
広島県	庄原市	64	43	67.2
広島県	大竹市	35	31	88.6
広島県	東広島市	330	228	69.1
広島県	廿日市市	207	122	58.9
広島県	安芸高田市	27	19	70.4
広島県	江田島市	8	8	100.0
山口県	宇部市	144	100	69.4
山口県	山口市	247	162	65.6

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
山口県	萩市	42	35	83.3
山口県	防府市	198	67	33.8
山口県	下松市	51	48	94.1
山口県	岩国市	112	88	78.6
山口県	光市	27	0	0.0
山口県	長門市	24	23	95.8
山口県	柳井市	-	-	-
山口県	美祢市	37	17	45.9
山口県	周南市	200	155	77.5
山口県	山陽小野田市	48	37	77.1
徳島県	徳島市	613	358	58.4
徳島県	鳴門市	84	40	47.6
徳島県	小松島市	32	21	65.6
徳島県	阿南市	74	47	63.5
徳島県	吉野川市	-	17	-
徳島県	阿波市	26	15	57.7
徳島県	美馬市	41	13	31.7
徳島県	三好市	41	28	68.3
香川県	丸亀市	196	133	67.9
香川県	坂出市	100	90	90.0
香川県	善通寺市	47	36	76.6
香川県	観音寺市	76	57	75.0
香川県	さぬき市	72	40	55.6
香川県	東かがわ市	44	35	79.5
香川県	三豊市	46	35	76.1
愛媛県	今治市	231	92	39.8
愛媛県	宇和島市	110	57	51.8
愛媛県	八幡浜市	59	43	72.9
愛媛県	新居浜市	218	161	73.9
愛媛県	西条市	73	51	69.9
愛媛県	大洲市	105	32	30.5
愛媛県	伊予市	50	35	70.0
愛媛県	四国中央市	116	53	45.7
愛媛県	西予市	34	17	50.0
愛媛県	東温市	65	25	38.5
高知県	安芸市	18	16	88.9
高知県	土佐市	24	22	91.7
高知県	須崎市	29	27	93.1
高知県	土佐清水市	25	16	64.0
高知県	四万十市	22	22	100.0
高知県	室戸市	10	10	100.0
福岡県	直方市	53	43	81.1
福岡県	飯塚市	215	158	73.5
福岡県	田川市	64	46	71.9
福岡県	柳川市	57	34	59.6
福岡県	八女市	22	15	68.2
福岡県	筑後市	34	32	94.1
福岡県	大川市	67	38	56.7
福岡県	行橋市	117	59	50.4
福岡県	豊前市	23	21	91.3

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)	都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
福岡県	中間市	43	32	74.4	大分県	日田市	57	51	89.5
福岡県	小郡市	35	26	74.3	大分県	佐伯市	49	44	89.8
福岡県	筑紫野市	217	153	70.5	大分県	臼杵市	-	-	-
福岡県	春日市	297	173	58.2	大分県	津久見市	7	7	100.0
福岡県	大野城市	272	179	65.8	大分県	竹田市	18	18	100.0
福岡県	宗像市	77	63	81.8	大分県	豊後高田市	16	14	87.5
福岡県	太宰府市	52	48	92.3	大分県	杵築市	7	7	100.0
福岡県	古賀市	108	58	53.7	大分県	宇佐市	35	35	100.0
福岡県	福津市	80	75	93.8	大分県	豊後大野市	-	-	-
福岡県	うきは市	-	-	-	大分県	由布市	37	36	97.3
福岡県	宮若市	18	1	5.6	大分県	国東市	23	22	95.7
福岡県	嘉麻市	44	19	43.2	宮崎県	都城市	94	66	70.2
福岡県	朝倉市	-	-	-	宮崎県	延岡市	124	86	69.4
福岡県	みやま市	33	21	63.6	宮崎県	日南市	67	28	41.8
福岡県	糸島市	108	75	69.4	宮崎県	小林市	17	17	100.0
佐賀県	佐賀市	536	400	74.6	宮崎県	日向市	79	47	59.5
佐賀県	唐津市	176	155	88.1	宮崎県	串間市	10	2	20.0
佐賀県	鳥栖市	124	112	90.3	宮崎県	西都市	16	9	56.3
佐賀県	多久市	24	21	87.5	宮崎県	えびの市	10	8	80.0
佐賀県	伊万里市	66	65	98.5	鹿児島県	鹿屋市	67	62	92.5
佐賀県	武雄市	89	62	69.7	鹿児島県	枕崎市	11	8	72.7
佐賀県	鹿島市	31	27	87.1	鹿児島県	阿久根市	22	22	100.0
佐賀県	小城市	37	32	86.5	鹿児島県	出水市	41	39	95.1
佐賀県	嬉野市	29	19	65.5	鹿児島県	指宿市	40	37	92.5
佐賀県	神埼市	34	34	100.0	鹿児島県	西之表市	22	22	100.0
長崎県	島原市	26	26	100.0	鹿児島県	垂水市	10	10	100.0
長崎県	諫早市	140	122	87.1	鹿児島県	薩摩川内市	106	96	90.6
長崎県	大村市	118	112	94.9	鹿児島県	日置市	38	31	81.6
長崎県	平戸市	40	31	77.5	鹿児島県	曾於市	13	13	100.0
長崎県	松浦市	38	25	65.8	鹿児島県	霧島市	158	148	93.7
長崎県	対馬市	40	40	100.0	鹿児島県	いちき串木野市	21	20	95.2
長崎県	壱岐市	19	19	100.0	鹿児島県	南さつま市	37	36	97.3
長崎県	五島市	33	32	97.0	鹿児島県	志布志市	23	23	100.0
長崎県	西海市	19	19	100.0	鹿児島県	奄美市	69	67	97.1
長崎県	雲仙市	30	28	93.3	鹿児島県	南九州市	11	11	100.0
長崎県	南島原市	12	12	100.0	鹿児島県	伊佐市	16	16	100.0
熊本県	八代市	58	58	100.0	鹿児島県	始良市	46	42	91.3
熊本県	人吉市	74	44	59.5	沖縄県	宜野湾市	237	180	75.9
熊本県	荒尾市	33	31	93.9	沖縄県	石垣市	82	82	100.0
熊本県	水俣市	22	17	77.3	沖縄県	浦添市	271	246	90.8
熊本県	玉名市	27	26	96.3	沖縄県	名護市	130	116	89.2
熊本県	菊池市	22	13	59.1	沖縄県	糸満市	114	111	97.4
熊本県	宇土市	9	9	100.0	沖縄県	沖縄市	230	186	80.9
熊本県	上天草市	9	9	100.0	沖縄県	豊見城市	88	88	100.0
熊本県	宇城市	24	24	100.0	沖縄県	うるま市	143	132	92.3
熊本県	阿蘇市	17	16	94.1	沖縄県	宮古島市	85	0	0.0
熊本県	天草市	42	42	100.0	沖縄県	南城市	90	53	58.9
熊本県	合志市	22	19	86.4					
大分県	別府市	347	260	74.9					
大分県	中津市	74	70	94.6					
					合計		82,588	60,298	73.0

特別区

	検査対象施設数	把握検査実施施設数※	把握受検率※(%)
千代田区	624	565	90.5
中央区	1,419	1,005	70.8
港区	1,297	1,211	93.4
新宿区	1,385	472	34.1
文京区	424	340	80.2
台東区	514	445	86.6
墨田区	501	273	54.5
江東区	1,054	908	86.1
品川区	805	497	61.7
目黒区	386	315	81.6
大田区	859	798	92.9
世田谷区	881	820	93.1
渋谷区	1,065	716	67.2
中野区	387	264	68.2
杉並区	420	379	90.2
豊島区	645	474	73.5
北区	466	443	95.1
荒川区	301	262	87.0
板橋区	832	722	86.8
練馬区	822	670	81.5
足立区	849	798	94.0
葛飾区	655	514	78.5
江戸川区	717	562	78.4
合計	17,308	13,453	77.7

合計

	検査対象施設数	把握検査実施施設数※	把握受検率※(%)	(参考)平成 27
都道府県	14,446	11,321	78.4	77.4
保健所設置市	92,918	77,471	83.4	82.4
保健所設置市を除く市	82,588	60,298	73.0	74.1
特別区	17,308	13,453	77.7	77.2
合計	207,260	162,543	78.4	78.3
(参考)平成 27	208,798	163,482	78.3	

特別区内のビル管理法の適用のある簡易専用水道の一部(延べ面積10,000m²以上)については、東京都分として計上した。

平成 28 年 4 月以降に保健所設置市に移行した八戸市(平成 29 年 1 月 1 日)、茅ヶ崎市(平成 29 年 4 月 1 日)については保健所設置市以外の市として計上した。

※ 把握検査実施施設数及び把握受検率は、都道府県等が把握している検査を実施した施設数によるものであり、都道府県等が把握している施設以外に検査を受検している施設が存在する場合がある。

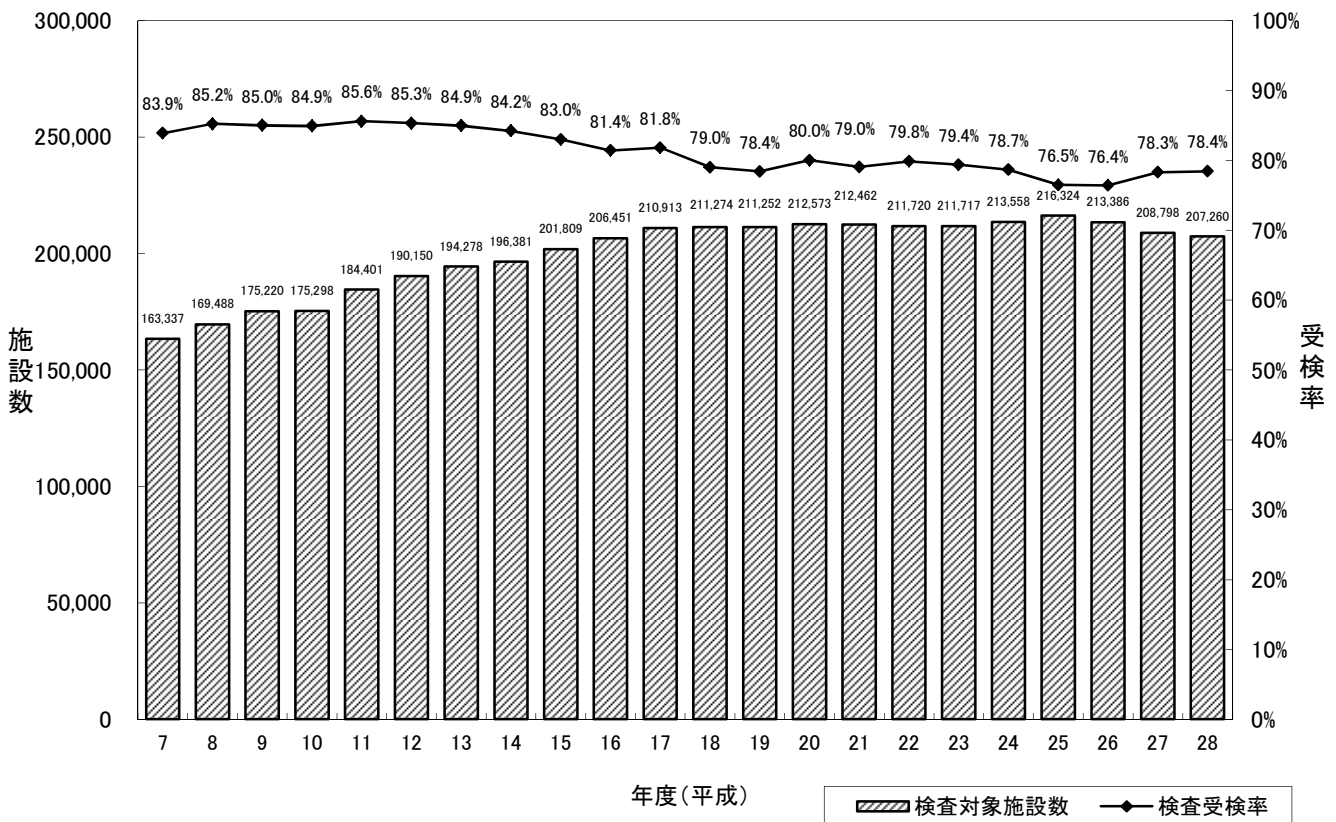


図1-1 簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

※ 平成 20 年度までの検査対象施設数及び検査受検率については、都道府県等が把握している検査を実施した施設数及び簡易専用水道検査機関から収集した検査実績をもとに厚生労働省で集計した。平成 21 年度以降の検査対象施設数及び検査受検率については、都道府県等の取組を明確にするため、都道府県等が把握している検査を実施した施設数を集計している。

○ 衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報に係る情報共有の調査結果

衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報に係る情報共有について、保健所設置市、保健所設置市を除く市、特別区の状況を図1-2に示す。平成25年4月1日に都道府県から権限の移譲があった保健所設置市を除く市は、32%が未回答であり、26%が情報共有を未実施であった。衛生行政担当部局と水道事業者の間で、施設所在地情報の共有化を促進し、衛生行政担当部局において受験指導を効果的に行うことで法定検査受検率向上の推進をお願いしたい。

また、各施設の状況を把握するために、登録検査機関の協力による代行報告を活用し、併せて、法定検査未受検施設に対する指導等を徹底することにより管理水準の向上の推進をお願いしたい。

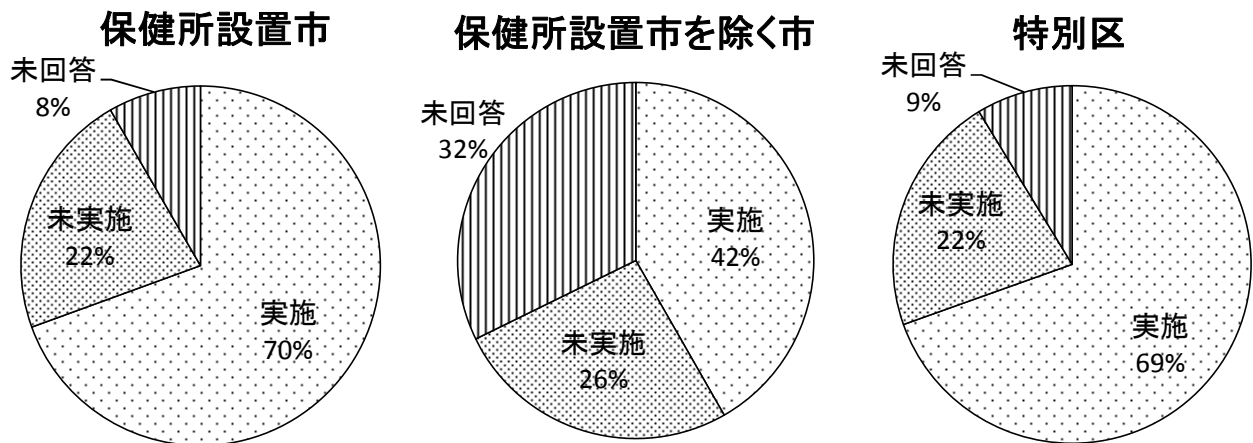
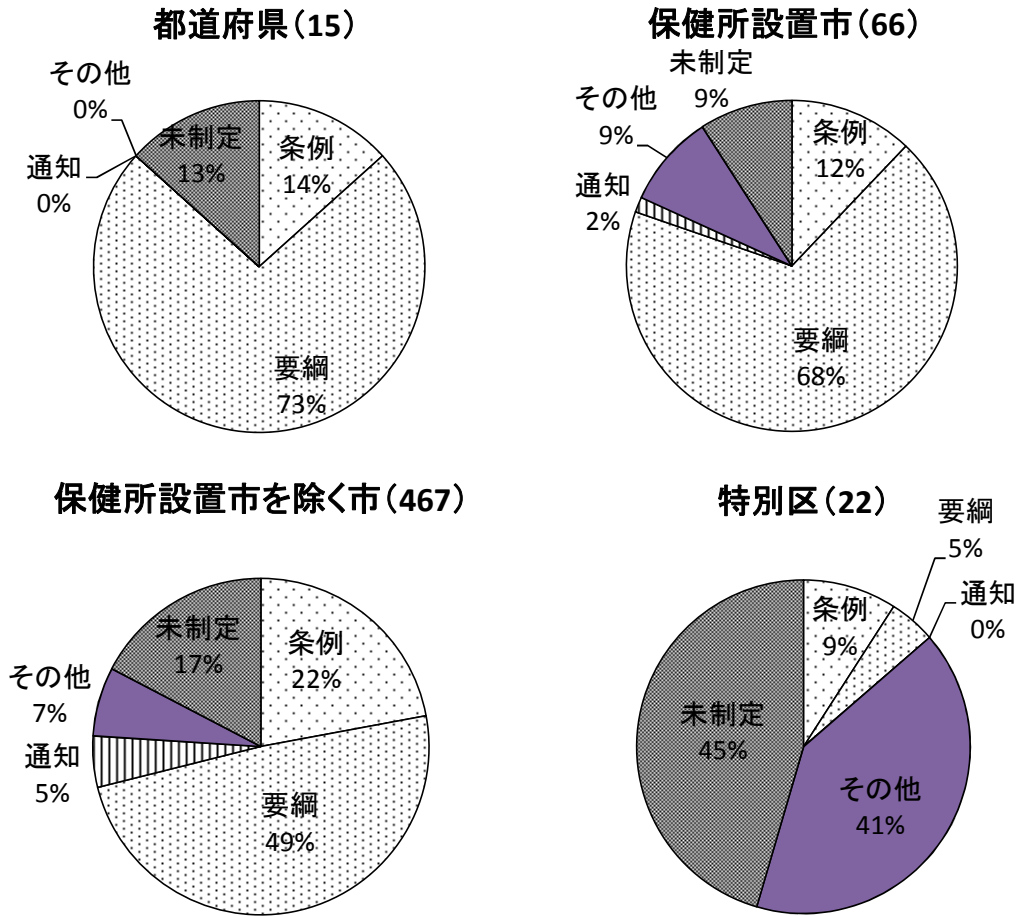


図1-2 衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報共有状況

○ 簡易専用水道の指導監督に関する規定の策定状況

簡易専用水道等の指導監督に関する規定策定状況を図1-3に示す。



注)未回答分は除く、()は回答自治体数を示す。

図1-3 簡易専用水道等の指導監督に関する規定策定状況

(2) 小規模貯水槽水道

小規模貯水槽水道については、都道府県等において条例、要綱等による受検指導等が実施されている。実施された検査の状況について、都道府県等より報告のあったものを表2-1、2-2に示す。また、小規模貯水槽水道に係る条例、要綱等の制定状況は表2-3、図2-1のとおりである。

表2-1 小規模貯水槽水道の設置状況及び検査実施状況

	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
検査対象施設数	873,345	905,758	861,707	845,345	840,170
検査実施施設数	27,710	26,789	26,714	27,281	26,304
受検率	3.2%	3.0%	3.1%	3.2%	3.1%

表2-2 小規模貯水槽水道の検査における不適合内容の推移

		平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28		
検査指摘施設数		8,127	7,621	7,547	7,343	6,673		
検査指摘率		29.3%	28.4%	28.3%	26.9%	25.4%		
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	9.8%	7.8%	9.4%	8.8%	10.8%	
		受水槽本体の状態	10.0%	9.2%	9.3%	9.2%	8.8%	
		受水槽上部の状態	4.4%	4.1%	4.1%	4.1%	4.0%	
		受水槽内部の状態	20.2%	19.2%	16.9%	16.6%	11.0%	
		マンホールの状態	22.2%	18.4%	20.9%	21.8%	20.6%	
		オーバーフロー管の状態	13.9%	11.4%	11.2%	11.5%	9.6%	
		通気管の状態	10.0%	8.6%	9.8%	9.7%	9.3%	
	高 置 水 槽	高 置	高置水槽本体の状態	6.7%	6.4%	6.1%	5.3%	4.8%
			高置水槽上部の状態	1.2%	1.3%	1.4%	1.4%	1.6%
			高置水槽内部の状態	7.6%	7.3%	7.6%	5.7%	5.9%
		水 槽	マンホールの状態	13.8%	12.8%	12.7%	11.6%	12.0%
			オーバーフロー管の状態	5.5%	5.6%	5.3%	4.9%	5.6%
			通気管の状態	10.6%	12.8%	9.7%	9.5%	10.1%
	他	水抜き管の状態	2.6%	2.8%	4.8%	2.7%	2.5%	
水 質 検 査	他	給水管等の状態	1.1%	1.3%	1.2%	1.4%	1.3%	
		臭気	0.15%	0.26%	1.71%	0.08%	0.00%	
		味	0.03%	0.05%	0.39%	0.07%	0.01%	
		色	0.02%	0.07%	1.75%	0.10%	0.03%	
		色度	0.1%	0.2%	0.4%	0.2%	0.5%	
		濁度(濁りを含む)	0.1%	0.1%	0.5%	0.1%	0.4%	
		残留塩素	3.3%	3.1%	2.7%	2.1%	1.7%	
書類の整備保存の状況		43.5%	40.1%	47.5%	50.3%	38.8%		

注)

- ・上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記 23 項目についての指摘を受けた施設である。
- ・検査項目別の指摘率は検査指摘施設数に対する割合(複数回答あり)

表2-3 小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況
(平成29年3月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H15.5.1	全施設
青森県	要領	H26.4.1	5m3超
岩手県	要領	H15.3.31	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	5m3超
秋田県	要領	S62.4.1	全施設
山形県	要領	H3.11.20	全施設
	条例		全施設
福島県	条例	S54.10.1	5m3超
	要領	H1.10.1	全施設
茨城県	条例	S56.4.1	5m3超
栃木県	要領	H1.6.5	全施設
群馬県	要領	H23.2.25	受水槽 10m3以下
埼玉県			
千葉県	条例	S55.5.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
新潟県	要綱	H25.4.1	全施設
	要綱	H14.10.18	全施設
富山県	条例	H15.4.1	全施設
石川県	要領	H21.4.1	全施設
	その他	H21.4.1	全施設
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	要領	H18.4.1	全施設
長野県	要綱	S61.8.29	全施設
岐阜県			
静岡県	(要綱)		要綱等あり
愛知県	要領	S62.4.1	全施設
	要領	H3.4.1	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	要領	H7.7.26	全施設
大阪府	要領	H3.6.1	全施設
兵庫県	要領	H24.4.1	全施設
奈良県			
和歌山県	要領	H19.7.20	全施設
	条例		全施設
鳥取県	その他	H15.3.25	全施設
	条例	H17.3.31	全施設
	条例	H10.12.16	全施設
	条例	S45.7.1	全施設
島根県			
岡山県	要領	H15.4.1	全施設
広島県	要領	H24.4.1	全施設
	要領	H15.12.1	有効容量 10m3以下
山口県	条例		全施設
	要綱		全施設
	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設
愛媛県	条例		全施設
	その他		全施設
高知県	要領	H9.4.1	全施設
	要領	H3.1.1	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設
佐賀県			
長崎県			
熊本県			
大分県	要綱	S60.1.10	全施設
宮崎県	要領	H19.4.1	全施設
鹿児島県	要領	H18.4.1	全施設
沖縄県	要領	H29.4.1	10m3以下

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設
函館市	要綱	H1.5.1	全施設
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	5m3超
盛岡市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H15.4.1	全施設
仙台市	要綱	H12.4.1	5m3以下
	条例	S50.7.1	5m3超
秋田市	要領	H10.4.1	10m3以下
郡山市	条例	H9.4.1	5m3超
いわき市	条例	H11.4.1	5m3超
	条例	S44.10.17	全施設
宇都宮市	要領	H1.6.5	全施設
	要綱	H20.5.20	全施設
前橋市	要領	H24.10.29	全施設
高崎市	条例	S36.4.1	全施設
さいたま市	条例	H13.5.1	全施設
	要領	H21.5.1	全施設
川越市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.3.31	全施設
越谷市			
千葉市	要領	H12.6.1	全施設
	条例	H4.4.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
	その他	H19.4.1	全施設
	その他	H27.7.16	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H18.12.22	〃
川崎市	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.12.8	〃
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H19.4.1	全施設
横須賀市	条例	H8.3.27	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設
新潟市	要綱	H15.4.1	全施設
富山市	条例	H17.4.1	全施設
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
	条例	H15.4.1	全施設
長野市	要綱	H11.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	全施設
名古屋市	要綱	S52.1.1	全施設
豊橋市	その他	H14.12.19	10m3未満
	要領	H24.4.1	全施設
豊田市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.2.12	全施設
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
四日市市	要領	H16.4.1	10m3未満
大津市	条例	H14.12.20	全施設
	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市	要綱	S60.4.1	全施設
堺市	要綱	H6.4.1	全施設
豊中市	要領	H24.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
東大阪市	要領	H3.6.1	全施設
	条例	S42.2.1	全施設
高槻市	要領	H15.4.1	全施設
枚方市	要綱	H24.10.1	全施設
神戸市	要綱	H19.4.1	全施設
	要綱	H11.4.1	$0\text{m}^3 < V \leq 10\text{m}^3$
尼崎市	要綱	S60.10.15	全施設
西宮市	要綱	H14.11.22	全施設
姫路市	要綱	H15.4.1	全施設
奈良市	条例	H15.4.1	全施設
和歌山市			
岡山市	要領	H15.4.1	全施設
倉敷市	要領	H13.11.29	全施設
広島市	要領	H3.9.1	10m ³ 以下
呉市	要綱	S62.4.1	全施設
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市	条例	H17.2.13	全施設
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
	条例	H24.12.24	$V \leq 10$
松山市	要領	S62.7.1	全施設
高知市	要綱	H16.7.1	全施設
	要綱	H10.4.1	全施設
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
久留米市	要綱	H24.6.1	全施設
	要綱	H15.4.1	全施設
	条例	S44.4.1	全施設
北九州市	要領	H15.4.1	全施設
大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
	条例	S35.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	全施設
佐世保市	要領	-	
熊本市	要綱	H5.7.1	10m ³ 以下
大分市	要綱	H15.4.1	全施設
宮崎市	要領	H17.4.1	全施設
	要領	H15.4.1	10m ³ 以下
鹿児島市	条例		全施設
那覇市	条例	H9.12.26	全施設
	条例	H10.3.31	$V \leq 10\text{m}^3$

特別区	種類	施行日	対象施設
千代田区	要綱	S59.6.1	全施設
中央区	要綱	S59.7.1	全施設
港区	要綱	H9.4.1	全施設
新宿区	要綱	S59.4.1	全施設
文京区	要綱	S59.3.31	全施設
台東区	要綱	H16.7.1	全施設
	要領	H16.7.1	-
墨田区	要綱	S60.4.1	全施設
江東区	要綱	S60.5.24	全施設
品川区	要綱	H21.4.1	全施設
	要領	H1.4.1	全施設
目黒区	要綱	S59.5.1	全施設
	要綱	H8.7.1	延べ面積 500m ² 以上
	要領	S59.5.1	全施設
大田区	要綱	S52.4.1	全施設
世田谷区	要綱	H10.2.1	全施設
渋谷区	要綱	H18.6.15	全施設
	要領	H22.2.4	全施設
中野区	要綱	S61.11.1	全施設
杉並区	要綱	S59.6.1	全施設
	要領	S59.6.8	全施設
豊島区	要綱	S59.4.1	全施設
北区	要綱	S59.7.1	全施設
荒川区	要綱	S60.5.1	全施設
	要領	S60.5.1	全施設
板橋区	要綱	S55.9.30	全施設
練馬区	要綱	S59.6.1	全施設
	その他	H10.11.4	全施設
足立区	要綱	S59.5.1	全施設
	要領	H10.11.4	全施設
葛飾区	要綱	S59.9.1	10m ³ 以下
江戸川区	要綱	S52.5.23	全施設

※八戸市(平成29年1月1日に保健所を設置)については本表から除外している。

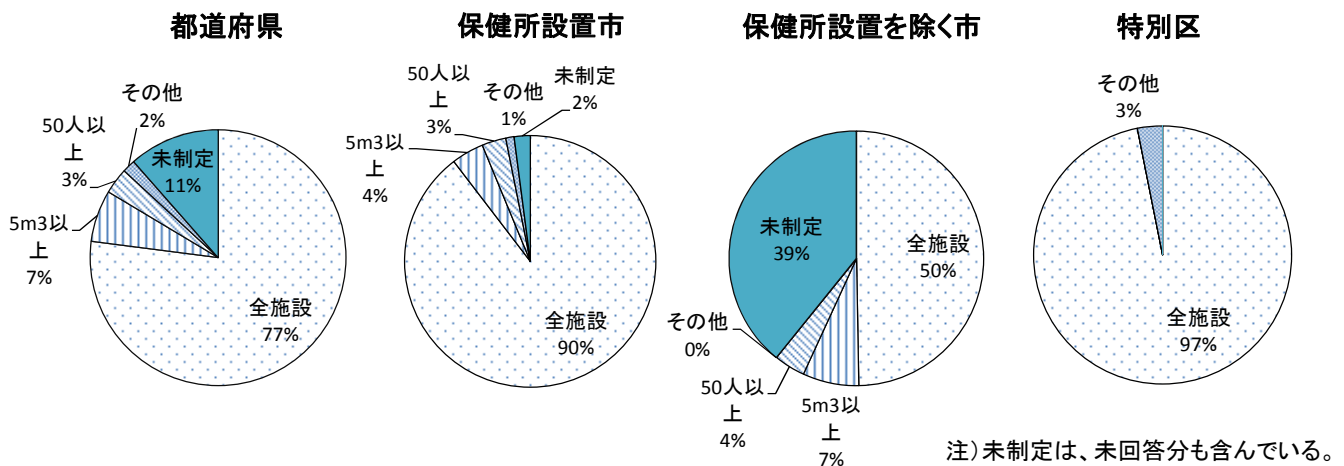


図2-1 小規模貯水槽に係る条例・要綱等の制定状況

○ その他貯水槽水道の管理に係る集計結果

簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査において指摘された不適合の区分別割合を図2-2、2-3に示す。

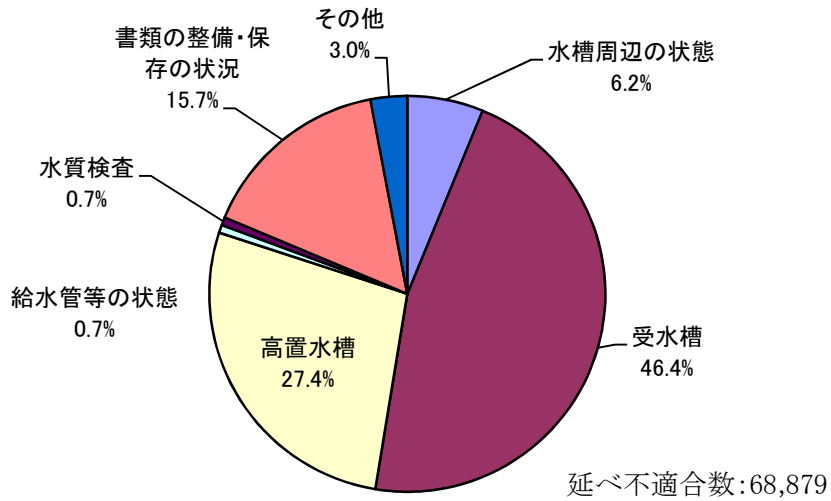


図2-2 簡易専用水道の不適合項目区分別割合(平成28年度)

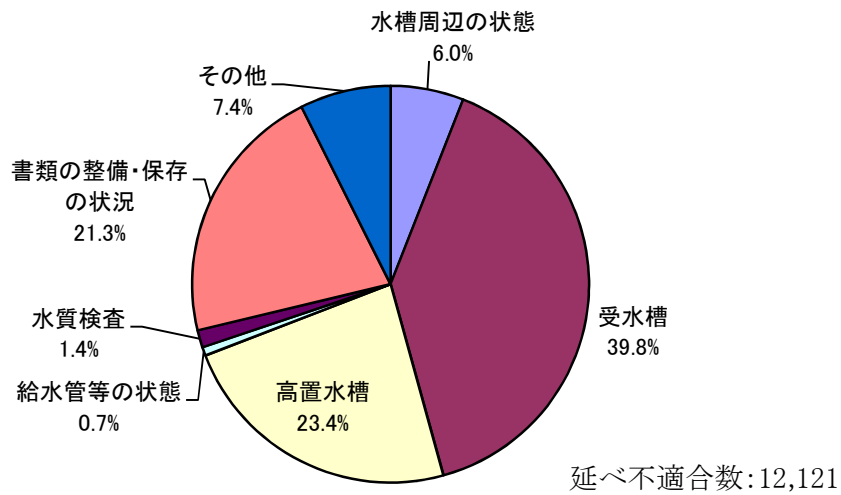


図2-3 小規模貯水槽水道の不適合項目区分別割合(平成28年度)

注)

- ・ 図2-2は表1-2、図2-3は表2-2に示す指摘件数を区分別に集計し、その総計に対する百分率である。
- ・ その他とは、地方公共団体の機関及び登録簡易専用水道検査機関が独自に規定した検査項目である。

○貯水槽水道の適正管理に係る取組み事例

①衛生行政担当部局と水道事業者との連携

衛生行政担当部局と水道事業者とで、定期的に協議会を開催し、簡易専用水道、小規模貯水槽の指導情報や施設数等の情報共有を行っている。

また、貯水槽水道設置者からの届出と水道局からの情報提供に基づき、台帳を作成している。さらに水道局から、給水開始・停止、設備改造、廃止などの詳細なデータを入手して、台帳の更新を行っていた。

②水道事業者による小規模貯水槽の点検・指導の実施

給水区域内にある全ての小規模貯水槽水道を対象に、水道事業者による点検・指導の実施について設置者に案内し、同意を得た上で、立ち会いのもとで点検・指導を実施している。同一年度内に衛生行政担当部局の指導と重複しないように調整している。

③条例・要綱等の整備

貯水槽水道に関する条例・要綱等を制定し、貯水槽水道設置者に、簡易専用水道の管理について厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けたときは、衛生行政担当部局に報告を求めたり、衛生上問題があるとして、その旨を報告するよう助言を受けたときは、直ちに報告するよう求めたりしている。

④施設設置者への啓発・指導

衛生行政担当部局が作成する貯水槽水道施設台帳と登録検査機関から受検報告を受けて、検査を実施していない施設を抽出し、電話・訪問による指導を実施している。

また、貯水槽水道設置者への啓発の為、年複数回の講習会を実施している。

(3) 飲用井戸等に係る衛生管理状況

各水質基準項目の水質検査状況並びに水質基準超過井戸の対応状況は、表3-1から3-6、図3-1、3-2のとおりである。また、条例等による規制別飲用井戸水質検査実施状況は表3-7、都道府県等が実施した設置者への啓発・指導等の実施状況は表3-8、飲用井戸等に係る条例、要綱等の制定状況は表3-9のとおりである。

① 一般項目水質検査状況

表3-1 一般項目^{※1}に係る水質検査状況(平成24~28年度)

	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
検査井戸数 ^{※2}	34,997	38,979	34,552	32,253	32,055
基準超過井戸数 (超過率 ^{※3})	7,437 (21.3%)	8,762 (22.5%)	7,143 (20.7%)	6,788 (21.0%)	6,257 (19.5%)
一般細菌	4,529 (12.9%)	5,344 (13.7%)	3,960 (11.5%)	4,017 (12.5%)	3,964 (12.4%)
大腸菌(群)	1,878 (5.4%)	1,775 (4.6%)	1,670 (4.8%)	1,608 (5.0%)	1,658 (5.2%)
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	1,300 (3.7%)	1,203 (3.1%)	941 (2.7%)	933 (2.9%)	770 (2.4%)
その他項目 ^{※1}	3,779 (10.8%)	3,933 (10.1%)	4,535 (13.1%)	4,366 (13.5%)	4,226 (13.2%)

表3-2 一般項目の水質基準超過井戸の対応状況(平成24~28年度)

年度	対応状況 ^{※4}									
	専用井戸 ^{※5}					併用井戸 ^{※5}				
	水道加入	煮沸	消毒	その他	計	飲用中止	煮沸	消毒	その他	計
平成23	84	649	57	183	973	855	285	35	120	1,295
平成24	89	448	50	428	1,015	688	132	13	52	885
平成25	37	551	109	301	998	692	281	36	34	1,043
平成26	49	700	99	253	1,101	392	88	22	69	571
平成27	11	170	68	300	549	336	83	11	68	498
平成28	12	180	32	330	554	283	79	14	50	426

注)

※1: 一般項目とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する水道水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌(群)、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、その他項目(塩化物イオン、有機物等、pH値、味、臭気、色度及び濁度)をいう。

※2: 検査井戸数とは、原則として一般項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。

※5: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

② トリクロロエチレン等項目の水質検査状況

表3-3 トリクロロエチレン等^{※1}の水質基準超過状況(平成 24~28 年度)

	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
検査井戸数 ^{※2}	4,878	6,347	4,914	4,457	4,534
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	163 (3.3%)	121 (1.9%)	104 (2.1%)	93 (2.1%)	117 (2.6%)
四塩化炭素	4 (0.1%)	27 (0.4%)	27 (0.5%)	27 (0.6%)	3 (0.1%)
1,4-ジオキサン ^{※1}	0 (0.0%)	6 (0.1%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	4 (0.1%)
1,1-ジクロロエチレン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
シス-1,2-ジクロロエチレン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	14 (0.3%)	13 (0.2%)	7 (0.1%)	6 (0.1%)	8 (0.2%)
ジクロロメタン	1 (0.0%)	5 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
テトラクロロエチレン	93 (1.9%)	76 (1.2%)	47 (1.0%)	53 (1.2%)	43 (0.9%)
トリクロロエチレン	86 (1.8%)	52 (0.8%)	47 (1.0%)	31 (0.7%)	33 (0.7%)
ベンゼン	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)
1,2-ジクロロエタン ^{※1}	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1,1,1-トリクロロエタン ^{※1}	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
その他有機溶剤等 ^{※1}	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

表3-4 トリクロロエチレン等の水質基準超過井戸の対応状況(平成 24~28 年度)

年 度	対 応 状 況 ^{※4}							
	専 用 井 戸 ^{※5}				併 用 井 戸 ^{※5}			
	水道加入	煮沸	その他	計	飲用中止	煮沸	その他	計
平成 24	2	44	32	78	34	5	7	46
平成 25	5	6	29	40	28	1	2	31
平成 26	3	2	38	43	23	2	2	27
平成 27	4	1	35	40	24	1	0	25
平成 28	2	1	27	30	26	2	0	28

注)

※1: トリクロロエチレン等とは、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)に規定する水道水質基準項目等のうち、四塩化炭素をはじめとする有機溶剤系物質項目である。1,4-ジオキサンについては平成 19 年度から集計している。

※2: 検査井戸数とは、原則としてトリクロロエチレン等のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。

※5: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

・ 各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

③ その他水質基準項目水質検査状況

表3-5 その他項目^{※1}の水質基準超過状況(平成24~28年度)

	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
検査井戸数 ^{※2}	17,962	20,966	18,491	16,473	18,016
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	1,498 (8.3%)	1,469 (7.0%)	1,313 (7.1%)	1,218 (7.4%)	1,436 (8.0%)
ヒ素	183 (1.0%)	172 (0.8%)	236 (1.3%)	182 (1.1%)	202 (1.1%)
フッ素	295 (1.6%)	268 (1.3%)	389 (2.1%)	365 (2.2%)	290 (1.6%)
水銀	7 (0.0%)	17 (0.1%)	7 (0.0%)	6 (0.0%)	12 (0.1%)
六価クロム	2 (0.0%)	2 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他水質基準項目 ^{※4}	1,351 (7.5%)	1,319 (6.3%)	1,121 (6.1%)	1,013 (6.1%)	1,136 (6.3%)

表3-6 その他項目の水質基準超過井戸の対応状況(平成24~28年度)

年度	対応状況 ^{※5}					
	専用井戸 ^{※6}			併用井戸 ^{※6}		
	水道加入	その他 ^{※7}	計	飲用中止	その他 ^{※7}	計
平成24	11	253	264	92	6	98
平成25	7	239	246	135	8	143
平成26	2	247	249	45	14	59
平成27	1	122	123	27	23	50
平成28	2	140	142	79	11	90

注)

- ※1: その他項目とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する水道水質基準項目の内、①一般項目、②トリクロロエチレン等で調査した項目以外のヒ素、フッ素等の項目である。
- ※2: 検査井戸数とは、原則としてその他項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。
- ※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。
- ※4: その他水質基準項目とは、その他項目のうち、ヒ素、フッ素、水銀及び六価クロム以外の項目(鉄、マンガン、硬度等)である。
- ※5: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。
- ※6: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。
- ※7: その他とは、浄水設備設置、水源変更、煮沸、飲用制限等の措置を指す。
 - ・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

④ 全体（基準値超過井戸状況、対策状況）

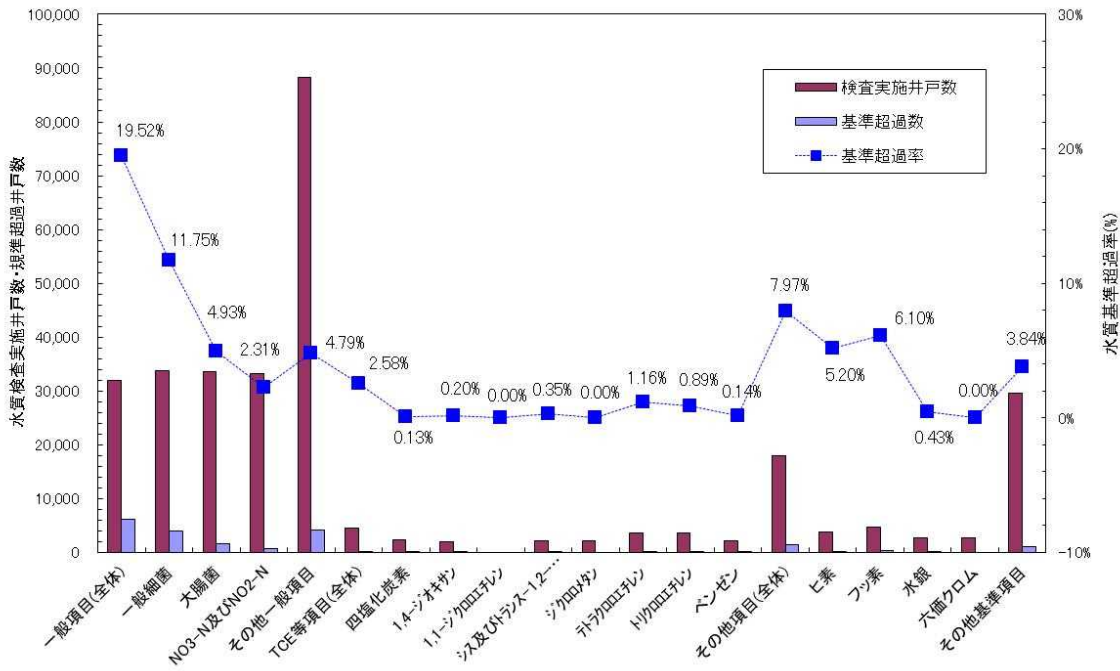


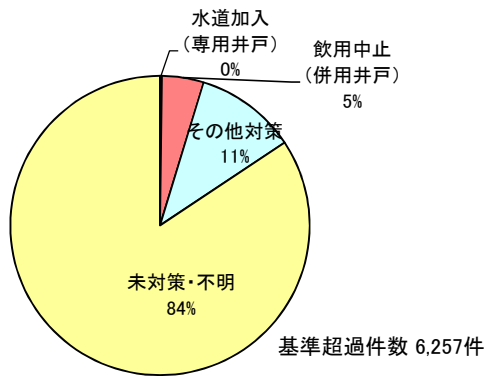
図3-1 飲用井戸等における項目別水質検査状況(平成28年度)

表3-7 規制種別による飲用井戸等の水質検査実施状況(平成28年度)

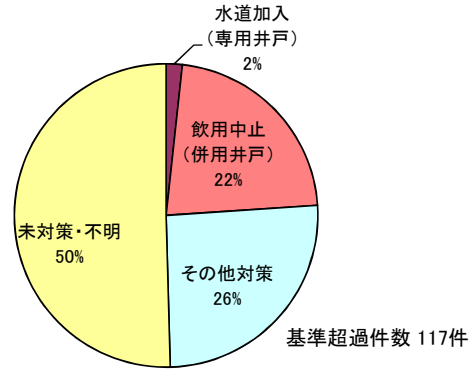
規制種別	区分	設置数	検査井戸数		
			一般項目	TCE等項目	その他項目
条例対象施設	公営	(879)	455	225	296
	その他	(4,760)	3,012	1,229	2,351
	小計	(5,639)	3,467	1,454	2,647
要綱・要領等対象施設	一般飲用井戸	183,257 (41,948)	6,952	669	2,086
	業務用飲用井戸	19,698 (5,675)	2,681	252	1,448
	その他の井戸	84,574 (34,357)	3,262	189	887
	小計	287,529 (81,980)	12,895	1,110	4,421
規制対象外施設	一般飲用井戸	86,443 (39,896)	11,780	1,458	8,635
	業務用飲用井戸	2,801 (1,400)	3,164	232	1,537
	その他の井戸	55,670 (6,236)	2,115	229	1,439
	小計	144,914 (47,532)	17,059	1,919	11,611
合計	438,082 (135,151)	33,421	4,483	18,679	

注)

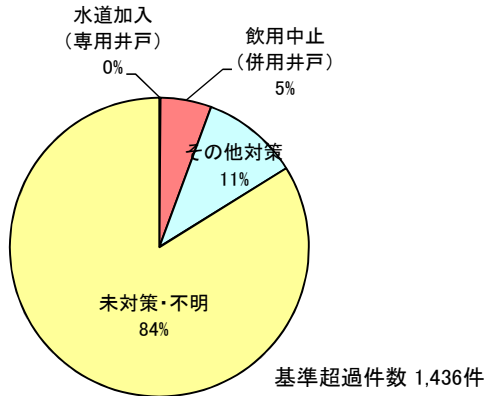
一般飲用井戸とは、個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設。業務用飲用井戸とは、官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設。その他の井戸とは、一般用・業務用の区別ができない給水施設。設置数のうち括弧内は、台帳等により実数が把握できている井戸数を示す。



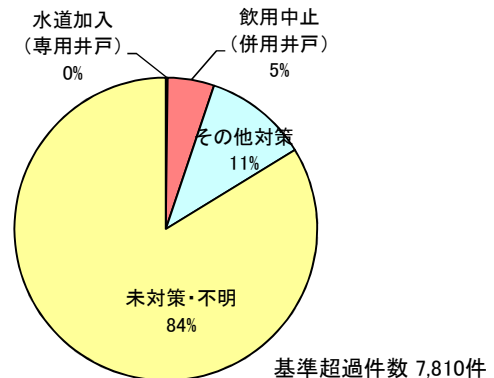
一般項目基準超過井戸対策状況



トリクロロエチレン等基準超過井戸対策状況



その他基準超過井戸対策状況



水質基準超過井戸対策状況

図3-2 基準超過飲用井戸の対策実施状況(平成28年度)

注) その他対策とは、表3-2, 4, 6に示す専用井戸の水道加入及び併用井戸の飲用中止以外の対策であり、専用井戸と併用井戸を合計したもの。未対策・不明とは、基準超過井戸のうち、その後の対応がなされていない又は把握されていないものを指す。

表3-8 都道府県等が実施した設置者への啓発・指導等の実施状況(平成28年度)

啓発・指導等を実施した都道府県等数 (啓発・指導等を実施した割合)

各種対象	条例対象		要綱・要領等対象			対象外・未制定		
	公営	その他	一般 飲用井戸	業務用 井戸	その他 の井戸	一般 飲用井戸	業務用 井戸	その他 の井戸
規制状況別都道府県等数	50		73			103		
啓発・指導等の内容								
検査項目・結果への助言	25 (50.0%)	35 (70.0%)	43 (86.0%)	34 (68.0%)	26 (52.0%)	24 (48.0%)	12 (24.0%)	14 (28.0%)
周辺汚染情報の提供	16 (32.0%)	21 (42.0%)	23 (46.0%)	20 (40.0%)	14 (28.0%)	10 (20.0%)	7 (14.0%)	5 (10.0%)
条例等による水質検査の 指導	24 (48.0%)	36 (72.0%)	35 (70.0%)	29 (58.0%)	14 (28.0%)	3 (6.0%)	3 (6.0%)	3 (6.0%)
設置届出指導	20 (40.0%)	29 (58.0%)	12 (24.0%)	11 (22.0%)	7 (14.0%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)
PRパンフレット	9 (18.0%)	13 (26.0%)	21 (42.0%)	16 (32.0%)	12 (24.0%)	11 (22.0%)	1 (2.0%)	5 (10.0%)
研修会、講習会	2 (4.0%)	4 (8.0%)	4 (8.0%)	2 (4.0%)	4 (8.0%)	1 (2.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注) 対象外・未制定とは、条例・要領等を制定している都道府県等が対象外施設に対して行った啓発・指導等と条例・要領等を制定していない都道府県等が行った啓発・指導等の合計。

表3-9 飲用井戸等に係る条例・要綱等制定状況(平成29年3月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	条例	S47.12.23	一般需要で100人以下又は、一般需要以外で30人以上100人以下
岩手県	要領	S62.8.21	全施設
	条例	S33.7.10	100人超過
宮城県	要領	H15.3.31	
秋田県	条例	S50.7.1	100人以下30人以上
	条例	S35.7.1	100人以下30人以上
山形県	要領	S62.4.1	全施設
	条例	S44.4.1	50人以上
福島県	要領	H3.11.20	50人以下
	条例	S54.10.1	50人超
茨城県	要領	H1.10.1	
	条例	S56.4.1	50人以上及び賃貸住宅
栃木県	要領	S38.10.8	50人以上の施設、学校
	要領	H1.6.15	50人未満
群馬県	条例	H23.4.1	30人以上
埼玉県	条例	S32.3.30	50人以上又は10世帯以上
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.10.1	全施設
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H19.10.23	全施設
新潟県	条例	S33.3.31	30人以上
富山県	要領	H14.4.22	全施設
石川県	要領	S63.4.1	
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	条例	H16.11.1	全施設
	要領	H14.12.4	全施設
長野県	要領	H4.12.21	全施設(旅館等を除く)
岐阜県	要綱	H13.4.1	全施設
愛知県	要領	S55.4.16	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	条例	S24.3.22	業務用井戸及び10世帯以上
	その他	H25.7.1	全施設
大阪府	条例	S33.10.13	50人以上または1日最大給水量7.5m ³ 以上のもの
	要領	S60.7.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m ³ 未満のもの
兵庫県	条例	S39.4.1	50人以上等
	要領	H25.4.1	
奈良県			
和歌山県			
鳥取県	要領	H3.7.24	
島根県			
岡山県	要領	H1.4.1	
広島県	要領	H5.12.1	全施設
山口県	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.19	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	50人以上
高知県			
福岡県			
佐賀県	条例	S35.11.1	50人以上
長崎県			
熊本県	要領	H26.9.1	飲用井戸等
大分県	要領	H16.3.25	全施設
宮崎県	要領	S62.4.1	全施設
鹿児島県	条例	H17.4.1	全施設
	要領	H27.4.1	全施設
沖縄県			

特別区	種類	施行日	対象施設
新宿区	要綱	S62.11.18	全施設
目黒区	要綱	S63.4.1	全施設
北区	要綱	S63.6.1	全施設
足立区	要綱	H17.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
函館市	要領	H1.5.1	全施設
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	全施設
盛岡市	要領	H25.4.1	
	条例	S50.7.1	30人以上
仙台市	要綱	H12.4.1	30人未満
	条例	S35.3.30	30人以上
秋田市	要領	H10.4.1	30人未満
	条例	H9.4.1	50人超

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
いわき市	条例	H11.4.1	50人超
	要領	H12.4.1	50人以下
宇都宮市	要領	H14.12.1	50人未満
前橋市	条例	H21.4.1	30人以上
高崎市	条例	H23.4.1	30人以上
さいたま市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
川越市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
越谷市			
千葉市	条例	H4.4.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
	要綱	H19.4.1	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H23.4.1	全施設
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
川崎市	条例	H7.3.20	
相模原市	要綱	S62.12.8	専ら一戸の住宅
	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
横須賀市	要綱	H27.4.1	全施設
	条例	H8.10.1	全施設
藤沢市	要領	H23.4.1	全施設
	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
新潟市	条例	H12.4.1	水道水以外の水を利用する食品営業施設
富山市			
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
長野市	要綱	H16.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.4.1	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	
名古屋市	要綱	S52.1.1	受水タンクを有する建築物
豊橋市	要領	H24.4.1	全施設
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
豊田市	その他	H16.2.12	全施設
四日市市			
大津市	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市			
堺市	条例	S33.10.13	50人以上
豊中市	条例	S33.10.13	50人以上
高槻市	要領	H24.4.1	全施設
	条例	S33.10.13	50人以上
枚方市	要領	H15.4.1	全施設
	条例	S33.10.13	50人以上
東大阪市	要領	H26.4.1	全施設
	条例	S33.10.13	50人以上
神戸市	要領	S63.4.1	全施設
	条例	S39.4.1	50人以上
姫路市	条例	S39.4.1	50人以上
	その他	H17.4.1	全施設
尼崎市	条例	S39.4.1	50人以上
	要綱	H20.2.1	全施設
西宮市	条例	S39.4.1	50人以上
	要領	H25.4.1	50人未満
奈良市			
和歌山市			
岡山市	要領	H6.4.1	全施設
倉敷市			
広島市	要領	S62.4.1	50人以上又は10世帯以上
呉市			
福山市			
下関市			
高松市	要綱	H11.4.1	全施設
松山市	条例	S38.7.10	50人以上
高知市	要領	S62.7.1	全施設
	要綱	H10.4.1	全施設
北九州市			
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
久留米市			
長崎市	要綱	H15.4.1	
佐世保市			
熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
大分市	条例	S33.11.1	50人以上
	要領	H16.4.1	全施設
宮崎市	要領	H25.4.1	全施設
	要領	H17.4.1	
鹿児島市			
那覇市			

※八戸市(平成29年1月1日に保健所を設置)については本表から除外している。